

2011年7月20日

国立大学法人大阪大学学長

鷲田 清一 殿

大阪大学箕面地区教職員組合

竹村 景子



団体交渉が実現しない根本原因について

1. 6月24日に申し入れた団体交渉の日程交渉の経過

箕面地区教職員組合は、6月24日、不利益変更の事案を含む14項目の団体交渉を貴職に申し入れた。とりわけ平成23年6月賞与の支給日が迫っていることもあり、「1.9月分だった昨年分よりもさらに0.03月分のマイナスとなっている。」ことへの説明を求める必要があり、6月27日9時～11時または6月30日10時から12時の日程で、箕面キャンパスにおいて開催することを申し入れた。これに対し大学は、6月27日、30日は「以前から決まっていた大学の会議日程等と重なって」いるとして、7月6日12時～13時、17時～18時30分 7月8日12時～13時、17時～18時30分を提案した。

組合内で7月6日、8日の日程調整を図ったが折り合いがつかず、再度、7月7日9時～11時、11日8時30分～10時20分、14日9時～11時、21日8時30分～10時20分、25日8時30分～10時20分、28日9時～11時の6案を提起した。

大学の回答は、7月14日9時～10時、14日12時～13時、14日17時30分～18時30分、7月21日9時～10時、21日12時～13時、21日17時30分～18時30分のいずれかであれば、「団体交渉を開催することが可能」というものだった。（「平成23年6月28日付け提案への回答」）

組合は、7月1日、この回答により双方の都合が一致する直近の7月14日9時からの団体交渉をおこなうよう連絡した。

2. 新たな条件をつけ団体交渉を拒否

組合は7月14日9時からの団体交渉が実現するものと考えていたが、念のため確認すると、大学は7月11日付「平成23年7月8日付け照会（メール）への回答」なる書面で、「7月14日9時からの団体交渉の実施が決まったという事実はなく」「勤務時間内に団体交渉を行う場合は、給与支払いの有無等について事前に労使間で合意に達する必要がある」と

いう新たな条件をつけ団体交渉を拒否した。

大阪大学は、大阪府労働委員会から「団交の場で協議を尽くそうとする姿勢に欠けたもの」だという指摘を受け、「組合との団体交渉において、開催時間及び開催場所の条件を限定した」ことが「不当労働行為」（2011年3月15日「命令書」）であると認定された。

この事実を大阪大学は認めようとしない。そればかりか大阪府労働委員会の命令後、「団体交渉において、被申立人である大学がその時間帯を昼休みに限定している等と申立人組合が主張し、これが不当労働行為に当たるとして、行われたものですが、申立人組合の主張は、勤務時間内における有給での団体交渉実施を当然とする考えに立っておりました。」

（3月22日付尾山理事名「大阪府労働委員会からの命令を受けての大学としての考え方について」と述べ、あたかも争点が「勤務時間内における有給での団体交渉実施」を認めるのか否か、にあるように描いている。

大阪大学のこの対応は、明らかな問題のすり替えであり、労働委員会命令を回避しようとする姑息な対応と言わざるを得ない。従前より、勤務時間内の団体交渉が賃金カットなしに行われてきたことは大学も十分に認識しているはずであり、この点について組合に不利益に変更しようとするのであれば、それは新たな不当労働行為と言わざるを得ない。

3. 団体交渉が実現しない根本原因について

組合が7月12日付「新たな不当労働行為に抗議する」でも指摘したように、組合が求めているのは「労使双方にとって都合の良い時間・場所」での団体交渉の実施であり、結果として時間内の開催になることもあれば、時間外の設定となることもある、という至極当たり前のことである。

上述の6月24日に申し入れた団体交渉の経緯でも明らかなように、団体交渉が実現しない根本原因是、大阪大学が大阪府労働委員会「命令」（2011年3月15日）を未だに履行せず、決して認めようとしないことにある。双方の都合が一致した7月14日9時からの団体交渉を大阪大学が拒否したことは、大阪府労働委員会の「命令」を認めないとから導きだされる必然の結果である。

箕面地区教職員組合は、あくまでも、まず、従前から行われてきた形での団体交渉を速やかに開催すること、即ち大阪府労委命令の速やかな履行を求める。